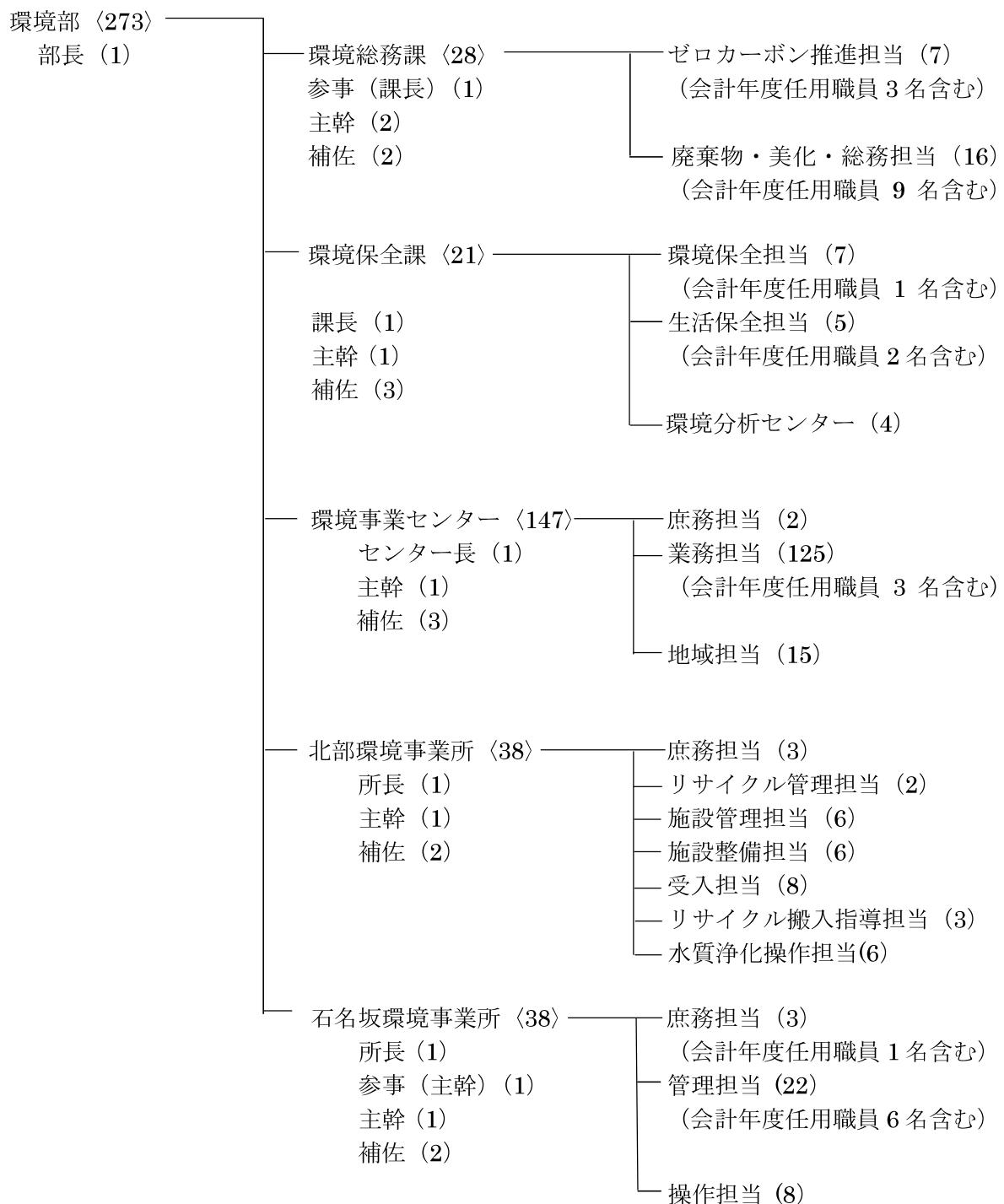


II. 清掃の現況

1. 環境部機構

(1) 組織

令和5年4月1日現在



II. 清掃の現況

(2) 事務分掌

ア 環境総務課

(ア) 環境施策の調整

- (イ) 環境基本計画及び一般廃棄物処理計画の策定及び進行管理
- (ウ) 藤沢市環境審議会及び藤沢市廃棄物減量等推進審議会の庶務
- (エ) 廃棄物及びし尿の収集計画の総括並びに浄化槽清掃に関すること。
- (オ) 株式会社藤沢市興業公社の運営指導及び連絡調整
- (カ) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)の規定による関連事業者の登録、許可及び指導に関すること。
- (キ) 多量排出事業所の調査及び指導
- (ク) 生活環境団体の育成及び指導
- (ケ) 美化の推進に関すること。
- (コ) 海岸の清掃に関すること。
- (サ) 公衆便所の建設及び維持管理に関すること。
- (シ) 除じん機の維持管理
- (ス) 一般廃棄物処理業者に関すること。
- (セ) 一般廃棄物処理手数料減免決定に関すること。
- (ソ) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する計画の総括に関すること。
- (タ) 地球温暖化対策に係る企画立案及び総合調整並びに進行管理に関すること。
- (チ) 環境啓発及び環境教育に関すること。
- (ツ) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関すること。
- (テ) 藤沢市環境保全職員率先実行計画の策定及び進行管理
- (ト) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)の規定による特定事業者としての府内の計画推進に関すること。
- (ナ) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく温室効果ガス排出量の算定

イ 環境保全課

- (ア) 公害防止対策の調査及び研究並びに環境学習に関すること。
- (イ) 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の監視並びに規制
- (ウ) 公害関係法令等の規定による届出及び申請
- (エ) 公害防止対策に係る事前協議
- (オ) 公害関係の苦情処理
- (カ) 大気、水質、土壤、地下水等の分析
- (キ) 凈化センター等における有害物質の分析
- (ク) 環境分析センターの運営管理
- (ケ) スズメバチの巣の撤去に関すること。
- (コ) 鳥獣の捕獲及び飼養の許可

ウ 環境事業センター

- (ア) 可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ及び資源の収集計画の策定及び収集
- (イ) 市民、事業所等に対するごみの減量化及び適正処理の指導
- (ウ) 環境事業センターの所管する車両の整備に関すること。
- (エ) 廃棄物処理手数料の収納
- (オ) 一声ふれあい収集業務
- (カ) 不法投棄物の処理
- (キ) ユスリカの駆除並びに災害時の消毒業務
- (ク) 施設の維持管理
- (ケ) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の計画の策定
- (コ) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に対する意識の啓発

エ 北部環境事業所

- (ア) し尿、可燃ごみ、不燃ごみ及び大型ごみの処理計画の策定
- (イ) し尿の処理及び汚泥の処分
- (ウ) 可燃ごみの焼却処理
- (エ) 不燃ごみ及び大型ごみの破碎処理
- (オ) 廃棄物処理手数料の収納
- (カ) 施設の維持管理
- (キ) リサイクルプラザ藤沢の運営管理
- (ク) 廃棄物処理施設の整備計画の策定及び建設
- (ケ) 最終処分場の維持管理

オ 石名坂環境事業所

- (ア) 可燃ごみ処理計画の策定
- (イ) 可燃ごみの焼却処理
- (ウ) 大型ごみの破碎処理
- (エ) 犬猫死体の焼却処理
- (オ) 廃棄物処理手数料の収納
- (カ) 施設の維持管理

II. 清掃の現況

(3) 職員数

(注) 事は事務職、技は技術職

令和5年4月1日現在 (単位 人)

職員 主管課	行政職							常勤嘱託	技能職	労務職	任期付	会計年度	合計
	8級 部長	7級 参事	6級 課長 主幹	5級 課長補佐	4級 上級主査	3級 主査	2級 主任						
環境部長	1事												1
環境総務課		1事											1
ゼロカーボン推進担当			1事	1事	1事	1事		2事					3 9
廃棄物・美化・総務担当			1事	1事	1事 1技		4事	1技					9 18
環境保全課			1技										1
環境保全担当				1技	3技	2技	1技						1 8
生活保全担当				1技	1技 1事						1	2	6
環境分析センター			1技	1技	1技	1技	1技	1技					6
環境事業センター		1事	1事	3事									5
庶務担当					1事		1事						2
業務担当						1事	1事		119	1		3	125
地域担当										15			15
北部環境事業所		1技	1技	2技									4
庶務担当					1事	1事	1事						3
リサイクル管理担当						1技			1技				2
施設管理担当					4技		1技	1技					6
施設整備担当					3技	3技							6
受入担当										8			8
リサイクル搬入指導担当										3			3
水質浄化操作担当										6			6
石名坂環境事業所		1事 1技	1技	2技									5
庶務担当						1事	1事					1	3
管理担当					4技	2技	1技		9			6	22
操作担当					4技				4				8
合計	1事	3事 2技	3事 4技	5事 7技	4事 22技	5事 8技	8事 4技	2事 4技	0	164	1	1	25 273

(4) 勤務時間一覧

令和5年4月1日現在

区分 主管課	担当又は 直編成	職 員	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
環境総務課 環境保全課	全担当	全 員	8:30~17:15	—	—	—
環境事業セシタ	—	全 員	8:00~16:45	—	—	平日に準ずる
北部環境事業所	—	全 員	8:30~17:15	—	—	平日に準ずる
石名坂環境事業所	庶務・管理	全 員	8:30~17:15	8:30~12:30	8:30~12:30	平日に準ずる
	操 作	全 員	8:30~17:15	—	—	平日に準ずる

(5) 車両保有台数

令和5年4月1日現在

車種 主管課	環境 総務 課	環境 保全 課	環 境 セ ン タ ー 事 業 」	北 部 事 業 環 境 所	石 名 坂 環 境 事 業 所	計
軽自動車	2(◇1)	3	4	3(◇2)	2	14(◇3)
軽トラック			17	1	1	19
平ボディトラック(1t)			1			1
平ボディトラック(2t)			1			1
ダンプカー(2t)			2			2
〃 (4t)						0
ロードパッカー車(2t)			44			44
〃 (〃) 予備車			10			10
ショベルローダー				1	2	3
フォークリフト				1	1	2
環境測定車					1	1
計	2(◇1)	3	79	6(◇2)	7	97 (◇3)

◇電気自動車

2. ごみ収集処理形態

(1) 収集

藤沢市のごみ収集は、昭和 53 年 2 月から普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみの 3 分別でステーション収集方式を採用し、実施してきました。ごみ排出量が増加の一途を辿りこのままで推移すると平成 9 年頃に最終処分場は満杯となる見通しでしたが、市民の協力のもとにごみ減量化対策を進めてきたことと、経済の活動停滞が相まって、平成 5 年度には、排出量が減少しました。その後、平成 6 年度から 8 年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は、ごみ減量努力の成果もあり、減少傾向にあります。また、平成 9 年 3 月に女坂最終処分場が完成したものの、市内の多くの地域が市街化している現状から、今後新しい最終処分場を確保することは困難であるため、なお一層のごみの減量化を図る必要があるのが現状です。

本市では、ごみの減量化と粗大ごみのステーション肥大化の問題を解決するため、平成 4 年 10 月 1 日からごみの収集方式を変更し、可燃ごみ（普通ごみを改称）、資源ごみ（平成 13 年 4 月から資源に改称）、不燃ごみ、大型ごみの 4 分別収集方式で、従前の粗大ごみを大型ごみと不燃ごみに区別し、大型ごみを電話申し込みによる戸別収集（コール制：有料）で実施することにしました。

また、平成 18 年 4 月からは、市内的一部地域をモデル地区として、可燃ごみと不燃ごみの戸別収集を試行的に実施し、平成 19 年 4 月から、プラスチック製容器包装も含めた戸別収集を市内全域で開始しました。また、平成 19 年 10 月からは、可燃ごみと不燃ごみを対象としたごみ処理有料化（有料指定袋制）を実施し、更なるごみの減量化を目指しています。

さらに、市民負担の軽減及び資源収集に対する課題を解消とともに、資源の出しやすい環境づくりを目的として、平成 22 年 4 月から市内的一部地域をモデル地区として資源品目別戸別収集の試行を実施し、平成 24 年 4 月から市内全域で開始しました。平成 27 年度から、ごみの分別負担の軽減及び資源の出しやすい環境づくりを目的に「本雑誌」と「雑がみ」を統一した戸別収集を実施しました。

ア 可燃ごみ

戸別に指定収集袋で排出されたものを、環境事業センター（平成 11 年 4 月から南北二拠点となる）がロードパッカー車(2t)及び軽トラックで、週 2 回収集しています。なお、平成 16 年 4 月から全市域のうち約 20%、平成 18 年 4 月からは約 50%、平成 24 年 4 月からは約 60% の市域について、株式会社藤沢市興業公社等に委託し収集しています。

また、路上などで死んだ飼い主不明の犬猫等の死体収集も行っています。

イ 大型ごみ

平成 3 年 7 月 1 日から村岡地区をモデル地区としてコール制（無料）により収集を実施したところ、ごみの減量化が図られたことから、平成 4 年 10 月 1 日からコール制（有料）での収集を全市域一斉に実施しました。収集は、株式会社藤沢市興業公社が各戸の門前等に出された大型ごみを口

ードパッカー車とダンプカーで各地域 3 日に 1 回の割合で行ない、リサイクルプラザ藤沢（破碎処理施設）へ搬入しています。

超高齢社会対応として、平成 27 年 4 月から高齢者等で室内から持ち出せない方に対し、室内から持ち出しての収集をしています。

ウ 不燃ごみ

粗大ごみとして収集していたものを平成 4 年度から不燃ごみと大型ごみとして収集しています。現在は、月 2~3 回（曜日指定）戸別に指定収集袋で排出されたもののうち約 40% の市域を市直営で収集し、残りの約 60% を株式会社藤沢市興業公社等が収集して、リサイクルプラザ藤沢へ搬入しています。

不燃ごみの中で市の施設では処理が困難である乾電池については昭和 63 年度から、蛍光灯については平成 15 年度から不燃ごみ収集時に収集していましたが、平成 19 年 4 月からはプラスチック製容器包装収集時に特定処理品目として無料で収集をしています。また平成 28 年 12 月からは乾電池から電池類とし、ボタン電池・小型充電池についても収集しています。

エ 資源

地域自治会等の協力により平成 6 年 7 月から毎月 2 回、平成 11 年 4 月から隔週 1 回、ステーションに排出され、藤沢市資源循環協同組合が収集しています。平成 13 年 4 月からは、さつがみ 雑紙（包装紙、ポスター、カレンダー等）の資源分別収集を開始し、平成 19 年度からは、新たな資源品目として廃食用油と剪定枝を収集品目に加えています。また、平成 24 年 4 月から資源品目の出しやすい環境づくりと市民負担の軽減を目的にビン・缶・ペットボトル・廃食用油・本等を戸別収集とともに、商品プラスチックを資源品目に加えて実施しています。

プラスチック製容器包装については、平成 13 年 10 月から市域約 20% のモデル地区を対象に収集を開始しました。平成 14 年 10 月からは隔週 1 回の全市域収集を実施し、平成 16 年 4 月からは毎週 1 回の収集に変更して、資源化量の増大をはかっています。現在約 40% の市域を市直営で収集し、残りの約 60% を、株式会社藤沢市興業公社等が収集しています。

資源の売却代金の一部は、藤沢市資源循環協同組合から協力金として自治会へ還元され、それぞれの地域自治活動に寄与しています。

平成 25 年 10 月からは、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として市民センター等に回収ボックスを設置し、回収品目を定め、無料で回収しています。平成 27 年度から自転車・羽毛布団・スプリングマットの資源化を実施しました。

オ 事業系一般廃棄物

事業者から排出される一般廃棄物は、有料で一般廃棄物処理許可業者を通じて収集し、処理施設に搬入するか事業者自身によって搬入（有料）するかの方式をとっています。ただし、一回のごみ排出量が 40 リットル相当以内の事業者については事業者用指定収集袋にて市が収集しています。

II. 清掃の現況

(2) 中間処理

ア 資源化

平成 22 年度から、桐原環境事業所の破碎施設と資源化施設を合わせた、(仮称) 藤沢市リサイクルセンターの建設工事を進め、平成 24 年度に破碎施設と資源化施設の機能を持つ廃棄物処理棟が完成しました。平成 26 年 1 月には、環境啓発システム展示や市民体験教室等の環境啓発を目的とした環境啓発棟を建設し、破碎施設・資源化施設・環境啓発施設が一体となったリサイクルプラザ藤沢が完成しました。

資源品目のうち、びん、缶類、ペットボトルは全量、プラスチック製容器包装の一部は、リサイクルプラザ藤沢に搬入されます。

びんは、手選別でそのまま再利用できる生きびんと再生資源として利用するものとに区分し、再生資源化するものは白、黒、茶、緑色の 4 種類に分け、カレットとして、メーカーや問屋に売却していましたが、最近では、売却価格の低迷から一部を指定法人ルートで処理しています。缶類は、手選別で異物を除去し、自動選別機によって、スチール、アルミに分け、圧縮ブロックにして付加価値を高め各々の問屋へ売却しています。

ペットボトルは手選別で異物を除去し、圧縮ブロックにして分別収集開始時から指定法人ルートで処理していましたが、平成 17 年度からペットボトルをペットボトルに再生する事業者へ一部売却しています。

布類、紙類は各問屋に引き取られており、これらの作業は、全て藤沢市資源循環協同組合が行っています。

リサイクルプラザ藤沢に搬入されていない一部のプラスチック製容器包装は市内の民間事業者に圧縮ブロック化を委託し、指定法人ルートで処理しています。

商品プラスチックは、事業者に売却または、一部リユース事業を行っています。

平成 25 年 10 月から、「小型電子機器等リサイクルシステムシステム実証事業」として収集された使用済小型家電は認定事業者に引き渡し、資源化をしています。また、平成 26 年度からは大型ごみからピックアップしたものも認定事業者に引き渡しています。平成 27 年度からはスプリングマット等も中間処理し、資源化をしています。

イ 焼却

可燃ごみは、石名坂環境事業所もしくは北部環境事業所へ搬入され焼却処理しています。

石名坂環境事業所は全連続燃焼式旋回流型流動床焼却炉 130t/24h×3 基を有していますが、有料指定袋制の効果等により収集ごみ量が減少したことから、平成 20 年 3 月から 1 号炉を休止し、令和 5 年 3 月から北部環境事業所新 2 号炉稼働により、2 号炉を休止し、3 号炉の 1 基で焼却しています。

北部環境事業所は、全連続式ストーカ炉 150t/24h×2 基で焼却してきましたが、平成 25 年度当初から 2 号炉を休止し 11 月に廃止したため 1 基となりました。

2号炉は、高カロリー化工事（平成元年～2年度）や整備工事（平成14～15年度）を行い延命化してきましたが、老朽化が進み、また、発電設備を有していないことから廃止しました。2号炉分の焼却処理については、石名坂環境事業所の稼働率を上げることによって対応しています。

1号炉は、2号炉と同様に高カロリー化工事（昭和61～62年度）を行っていますが、老朽化のためD B O方式（公設民営）により更新工事（平成16～18年度）を行っています。

※ダイオキシン類対策

本市では、国策定のガイドライン・法令等に基づき、ダイオキシン類の発生抑制対策を行ってきました。石名坂環境事業所においては、平成4年度に発生量の抑制対策として炉の改修を実施しました。平成8年度には、前年度に実施した活性炭噴霧実験の結果をもとに活性炭噴霧装置を取り付け、排煙中の濃度を10ng-TEQ/Nm³未満まで抑制しました。また、平成9年度から平成11年度末にかけてダイオキシン類特別措置法の基準値である1ng-TEQ/Nm³に適合するための改修工事を実施し、現在まで排出基準に適合しています。

なお、北部環境事業所については、新1号炉は、新基準により建設されており、廃止された旧1号炉、2号炉についても平成2年に改修工事を行い新基準値に対応しています。

ウ 破碎

株式会社藤沢市興業公社に委託して収集した大型ごみ、不燃ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入されます。

リサイクルプラザ藤沢では、搬入された大型ごみ、不燃ごみを破碎機（65t/5h）に投入し、磁選機、アルミ選別により、磁選物及びアルミ・破碎残渣に仕分けし、磁選物アルミは資源として売却、破碎残渣は焼却しています。また、タイヤ、大型鉄くずなどの処理困難物、蛍光管・電池類などの有害物質は、別途委託処理しています。

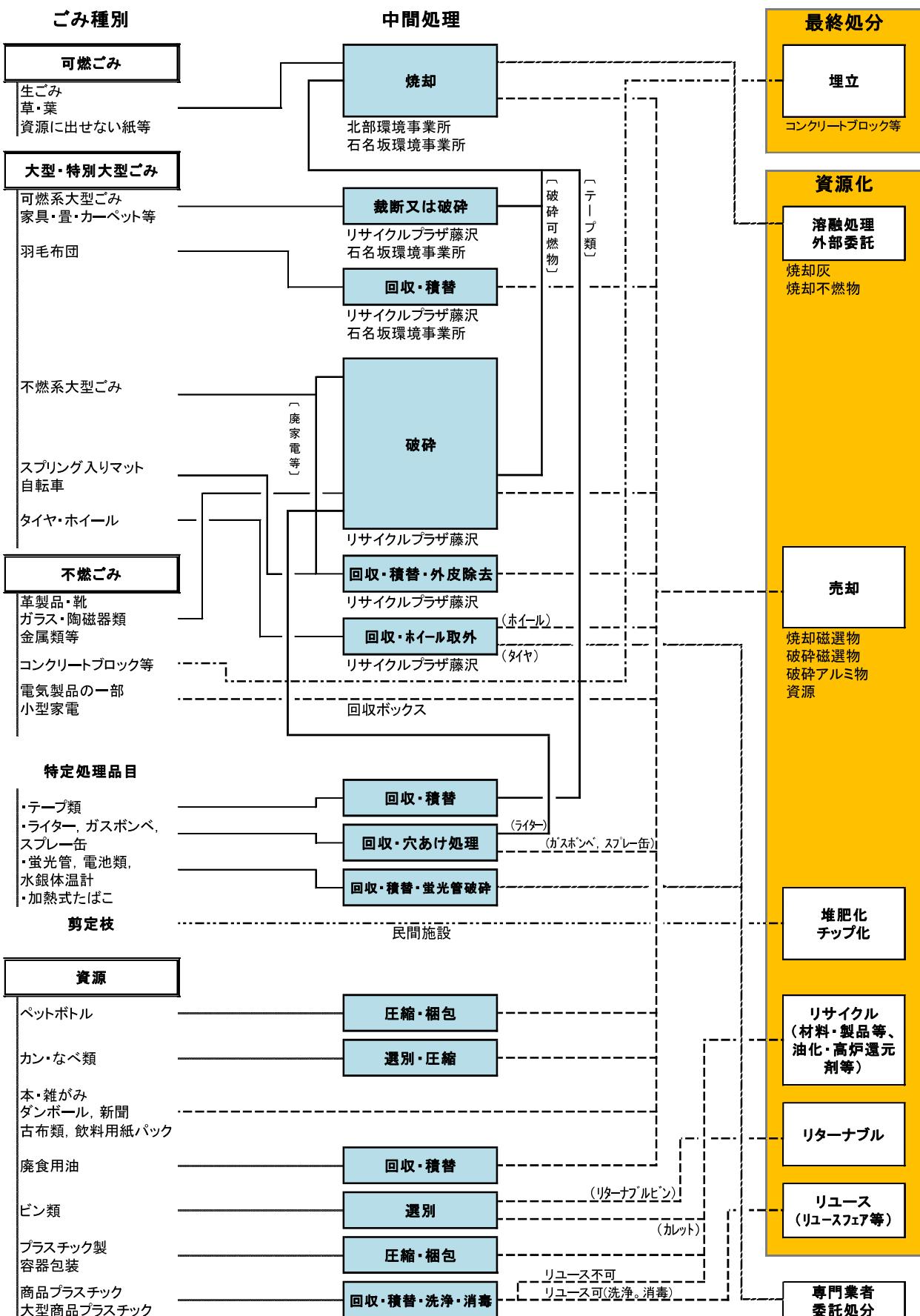
(3) 最終処分

市内から排出されるコンクリートブロック等については、管理型の女坂最終処分場に埋め立て処分されます。

また、北部環境事業所から排出される焼却灰および石名坂環境事業所から排出される焼却灰・焼却不燃物については、民間委託により溶融処理し、路盤材等として有効利用するとともに、埋め立て量を減量し、最終処理場の延命化を図っています。

II. 清掃の現況

藤沢市ごみ処理フロー



[市で収集・処理できないもの]

危険物・処理困難物

販売店・専門業者対応

・医療系廃棄物、バッテリー、薬品類、ピアノ・電子オルガン等の鍵盤楽器類(ピアノ線等の弦を使用しているもの)、塗料、
廃油、プロパンガスボンベ(10kg以上)、土砂類、石等

メーカーリサイクル対象品

各リサイクル処理事業者等

・家電リサイクル対象品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン、オートバイ、消火器

[市と民間事業者での協定等に基づき資源化するもの]

民間事業者

各リサイクル処理事業者等

・小型家電、パソコン、剪定枝等

3. し尿処理形態

生し尿の汲み取り及び浄化槽清掃業務は、藤沢市が出資する株式会社藤沢市興業公社がバキュームカー8台（2トン車4台・4トン車4台・予備車を含む）体制で実施しています。

収集した生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿」という）は北部環境事業所に搬入されます。前処理施設（沈砂槽・ドラムスクリーン）で夾雑物を除去したのち、ばつ気貯留槽に送られます。ばつ気貯留槽で、し尿は均質化された後高分子凝集剤を添加し、遠心脱水機により固液（汚泥分と水分）分離処理します。

処理水（BOD・SSとも300mg/l以下）は、専用圧送管により下水道を経て石川ポンプ場まで送られ、一般下水と合わせ大清水浄化センターで最終処理し、境川に放流しています。

一方脱水汚泥（含水率約85%）は、併設の焼却設備で焼却処理しています。

なお、北部環境事業所のし尿処理施設は、昭和36年度に建設した嫌気性消化処理方式の施設（生し尿系）と昭和57年度に建設した貯留ばつ気・固液分離処理方式の施設（浄化槽汚泥系）でしたが、老朽化・効率化のため平成4～5年度に約8億円の費用を投じ、嫌気性消化処理方式の施設を撤去し、受入槽（前処理施設）を新設、混合処理、固液分離処理方式（処理能力230kl/日）の施設に改修整備しました。



し尿投入室



受入棟（前処理施設）

4. 施設の概要

(1) 環境事業センター（収集施設）



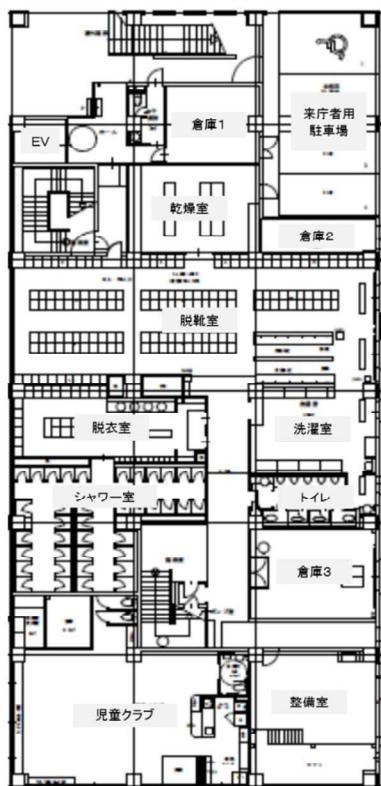
II. 清掃の現況

環境事業センターの概要

区分	概要	備考
所在地	藤沢市遠藤 2023 番地の 17	平成 6 年 9 月 23 日土地区画整理により地番変更
土地利用区分	工業専用地域	
用地総面積	4,351.83 m ²	
建物面積	建築面積 1077.35 m ² 延床面積 2,919.97 m ²	
建設年月日	着工 令和 3 年 6 月 竣工 令和 5 年 1 月	
設計者	いわた環境計画株	
施工者	環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事（建築）湘南營繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体	
構造	RC ラーメン構造 地上 3 階建一部塔屋付	
1階	910.53 m ²	
2階	875.92 m ²	
3階	907.49 m ²	
塔屋	38.53 m ²	
保有車両	ロードパッカー車(2t) 44 台、軽自動車 4 台 軽トラック 17 台、ダンプ(2t)2 台、平ボディトラック(1t) 1 台、平ボディトラック(2t) 1 台	予備車 ロードパッカー車(2t)10 台
主な施設	洗車施設・自動車修理施設・給油施設	
排水処理	公共下水道（平成 5 年 1 月使用開始）	
建設費	1,274,309 千円	
財源	国庫補助金	0
	県費補助金	0
	起債	955,700 千円
	その他	318,609 千円
	一般財源	0

※建設費は用地費、調査費を含む。

1階平面図



2階平面図



3階平面図

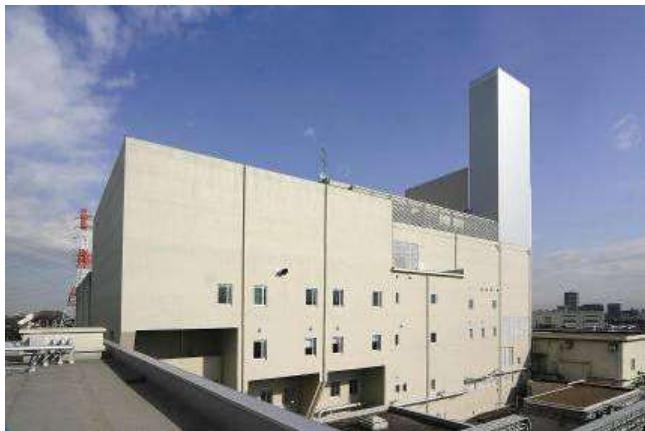


II. 清掃の現況

(2) 北部環境事業所

施設の種類

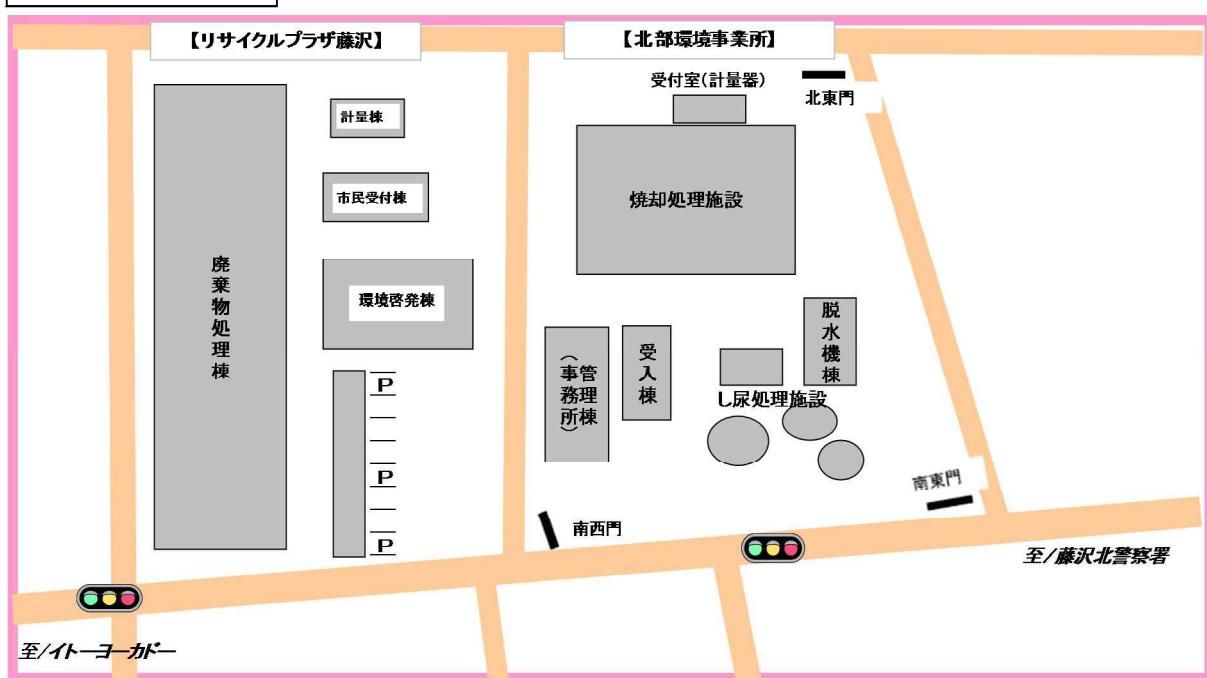
ア ごみ焼却施設



イ 尿処理施設



全体配置図

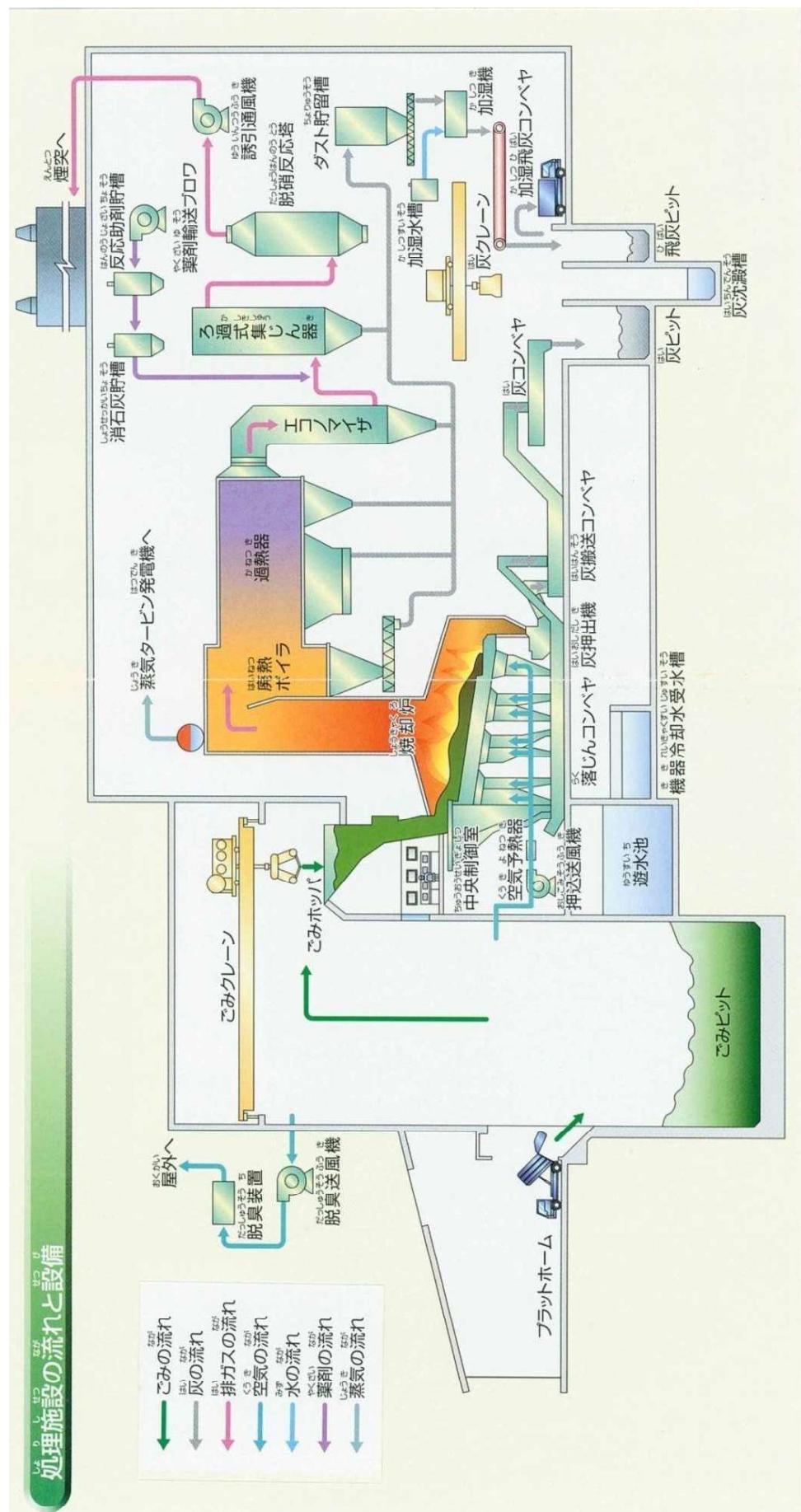


ア ごみ焼却施設

区分		概要								
所 在 地	藤沢市石川 2168 番地									
土 地 利 用 区 分	工業専用地域									
用 地 総 面 積	14,913 m ²									
建 物 面 積	延床面積 12,755.55 m ²									
建 設 年 月 日	第 1 期(1号炉新設)	着工 昭和 45 年 8 月	竣工 昭和 47 年 5 月							
	第 2 期(2号炉新設)	着工 昭和 48 年 9 月	竣工 昭和 49 年 10 月							
	第 3 期(1号炉改修)	着工 昭和 61 年 9 月	竣工 昭和 62 年 10 月							
	第 4 期(2号炉改修)	着工 平成 2 年 1 月	竣工 平成 3 年 2 月							
	第 5 期(2号炉改修)	着工 平成 14 年 6 月	竣工 平成 16 年 3 月	※平成 25 年 11 月廃止						
	第 6 期(1号炉更新)	着工 平成 16 年 9 月	竣工 平成 19 年 3 月							
設 計 者	株タクマ									
施 工 者	株タクマ									
公 称	炉 型 式	全連続燃焼式ストーク焼却炉								
	処 理 能 力	150t / 24h × 1 基								
	設計ごみ質低位発熱量	1 号炉 高質 基準質 低質 (kJ/kg) 12,600 10,000 5,000								
	熱 灼 減 量	1 号炉 5%以下								
	ごみピット	1 号炉 2,250m ³ 3 日分								
	ク レ 一 ン	クラブバケット付天井走行クレーン 1 号炉 4.7m ³ 1 基(自動)								
	補 助 燃 料	都市ガス								
	灰・飛灰ピット	クレーン式 灰ピット 66m ³ 1 基 飛灰ピット 31m ³ 1 基								
	煙 突	二筒集合式外筒鋼板製 高さ 59m								
	H C L 除 去 装 置	消石灰吹込による煙道内反応除去方式								
	N O X 除 去 装 置	1 号炉 アンモニア吹込による触媒脱硝方式								
	集 ジ ん 設 備	ろ過式集じん器 1 号炉 35,800 Nm ³ / h								
	排 水 处 理 方 式	凝集沈殿+ろ過処理方式								
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	30t 2 基								
	余 热 利 用	し尿処理施設への温水供給及び場内給湯。 場内、リサイクルプラザ藤沢への給電及び電力会社への売電。								
		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期			
建 設 費 (千 円)		365,480	435,047	1,451,000	1,933,310	2,060,621	7,203,000			
財 源	国 庫 补 助 金	17,000	182,655	0	0	0	2,798,250			
	県 費 补 助 金	35,000	35,000	0	0	0	0			
	地 方 債	210,000	110,700	1,224,000	1,136,400	1,206,100	3,723,100			
	一 般 財 源	103,480	106,692	227,000	796,910	854,521	681,650			

※用地費・調査費・事務費は含まない。

II. 清掃の現況



余熱利用状況

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用している。

<発電・売電>

(ア)タービン発電機

回収した蒸気は、北部環境事業所内のタービン発電機に送られ、施設内で消費する電力を賄うとともに、し尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は電力会社に売電している。

(イ)蒸気タービン

形 式	抽気復水タービン
出 力	4,000kW
入口蒸気圧力	3.7MPa
抽気蒸気圧力	0.7MPa
入口蒸気量	22.1t/h
回 転 数	7,976rpm

(ウ)発電機

形 式	三相交流同期発電機
出 力	4,000kW (4,444kVA)
電 壓	6,600V
周 波 数	50Hz
相 数	3相 3線
回 転 数	1,500rpm
励磁方式	交流励磁機 (ブラシレス方式)



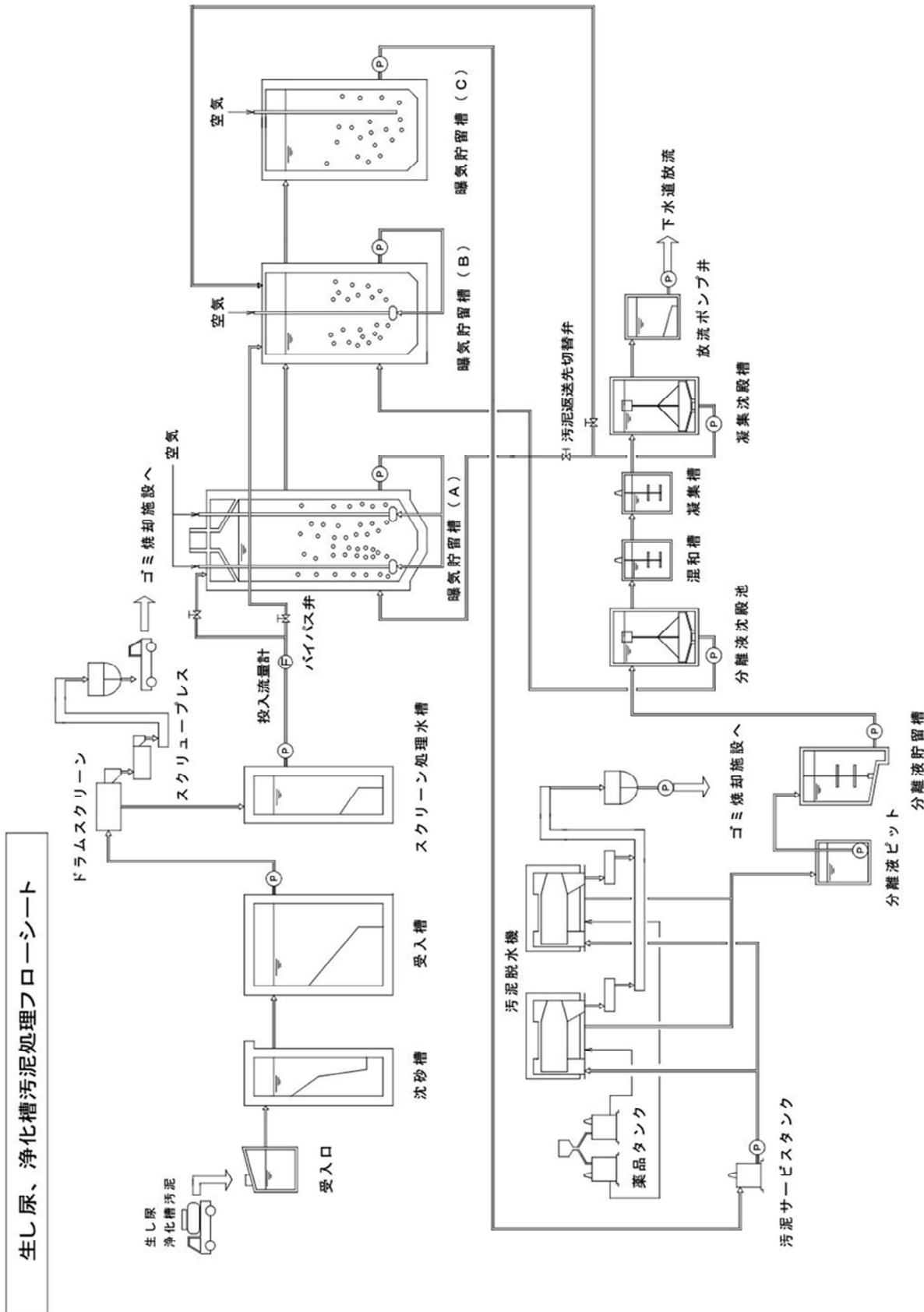
(エ)発電・電力会社売電実績

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
発 電 量 (kwh)	22,281,720	23,195,240	23,092,840	22,698,810	21,688,080
売 電 量 (kwh)	14,874,192	15,590,178	15,484,422	15,379,158	13,973,778
売 電 金 額 (円)	237,320,719	246,775,874	235,242,451	226,877,886	218,493,454

II. 清掃の現況

イ 生し尿処理施設

区分	概要			備考
所在地	藤沢市石川 2168 番地			
土地利用区分	工業専用地域			ごみ焼却施設を含む
用地総面積	14,913 m ²			
建物面積	延床面積 1,500.40 m ²			
建設年月日	第1期	着工 昭和 34 年 10 月 竣工 昭和 36 年 06 月		処理能力 126kl/日
	第2期	着工 昭和 39 年 10 月 竣工 昭和 40 年 11 月		処理施設の増設 増設能力 63kl/日
	第3期	着工 昭和 56 年 12 月 竣工 昭和 57 年 10 月		浄化槽汚泥処理施設 250kl/日 及び生し尿処理施設 84kl/日
	第4期	着工 平成 04 年 09 月 竣工 平成 06 年 03 月		生し尿、浄化槽汚泥の混合処理 施設及び前処理施設の更新
施工者	株西原環境衛生研究所			
公称	処理能力	生し尿+浄化槽汚泥 230kl/日		
	処理方式	固液分離処理+凝集沈殿処理		
	脱臭設備	高濃度系：ばつ氣槽吹込み(24 m ³ /分)、中濃度系：乾式脱臭装置(100 m ³ /分)		
放流先	藤沢市大清水浄化センター			
建設費	第1期 152,762 千円	第2期 106,624 千円	第3期 632,000 千円	第4期 802,937 千円
財源	国庫補助金	29,574 千円	23,728 千円	0 千円
	県費補助金	5,599 千円	5,233 千円	0 千円
	起債	68,000 千円	34,000 千円	県貸付金 94,000 千円
	一般財源	49,589 千円	43,663 千円	377,500 千円
※用地費、調査費は含まない。				



II. 清掃の現況

(3) リサイクルプラザ藤沢

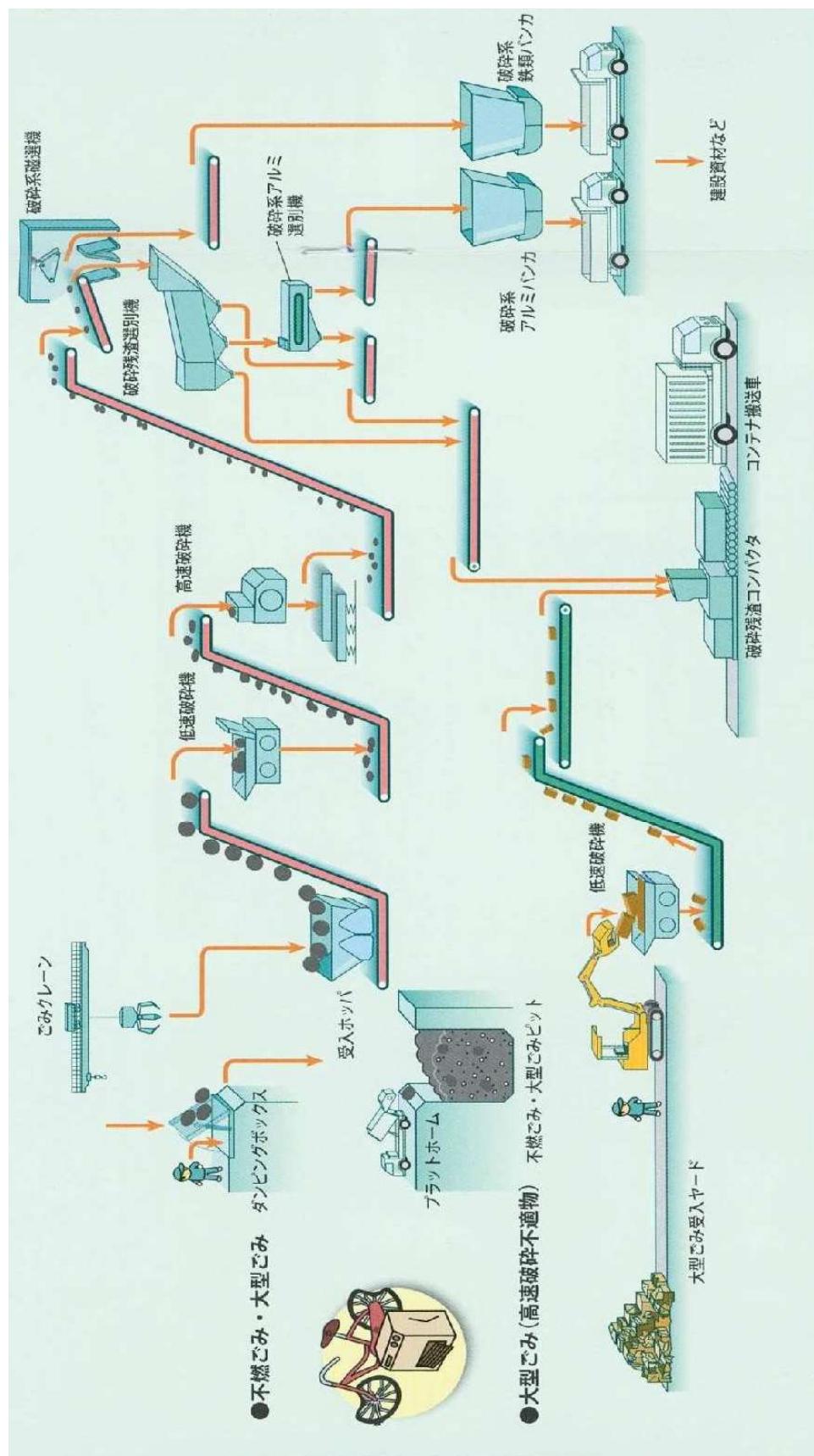


区分	概要			
所在地	藤沢市桐原23番地の1他			
土地利用区分	工業専業地域			
用地面積	20,932 m ²	建築面積	工場棟 5,900 m ²	
			環境啓発棟 865 m ²	
			計量棟他 1,004 m ²	
建設年月日	着工 平成22年9月 竣工 平成26年1月			
設計／施工者	川崎重工業株			
施設規模	132.0 (t/日)			
	破碎処理施設 70.5 (t/日)		資源化施設 61.5 (t/日)	
	不燃ごみ・大型ごみ破碎機 65.0 (t/日)		紙類のストックヤード 4.5 (t/日)	
	大型可燃ごみ破碎機 5.5 (t/日)		ビン類 15.5 (t/日)	
			缶・金属類 10.0 (t/日)	
			ペットボトル 7.0 (t/日)	
建設費		4,825,832 千円		
財源	国庫補助金	1,254,097 千円		
	県補助金	0 千円		
	起債	3,076,400 千円		
	県貸付金	0 千円		
	その他	470,053 千円		
	一般財源	25,282 千円		

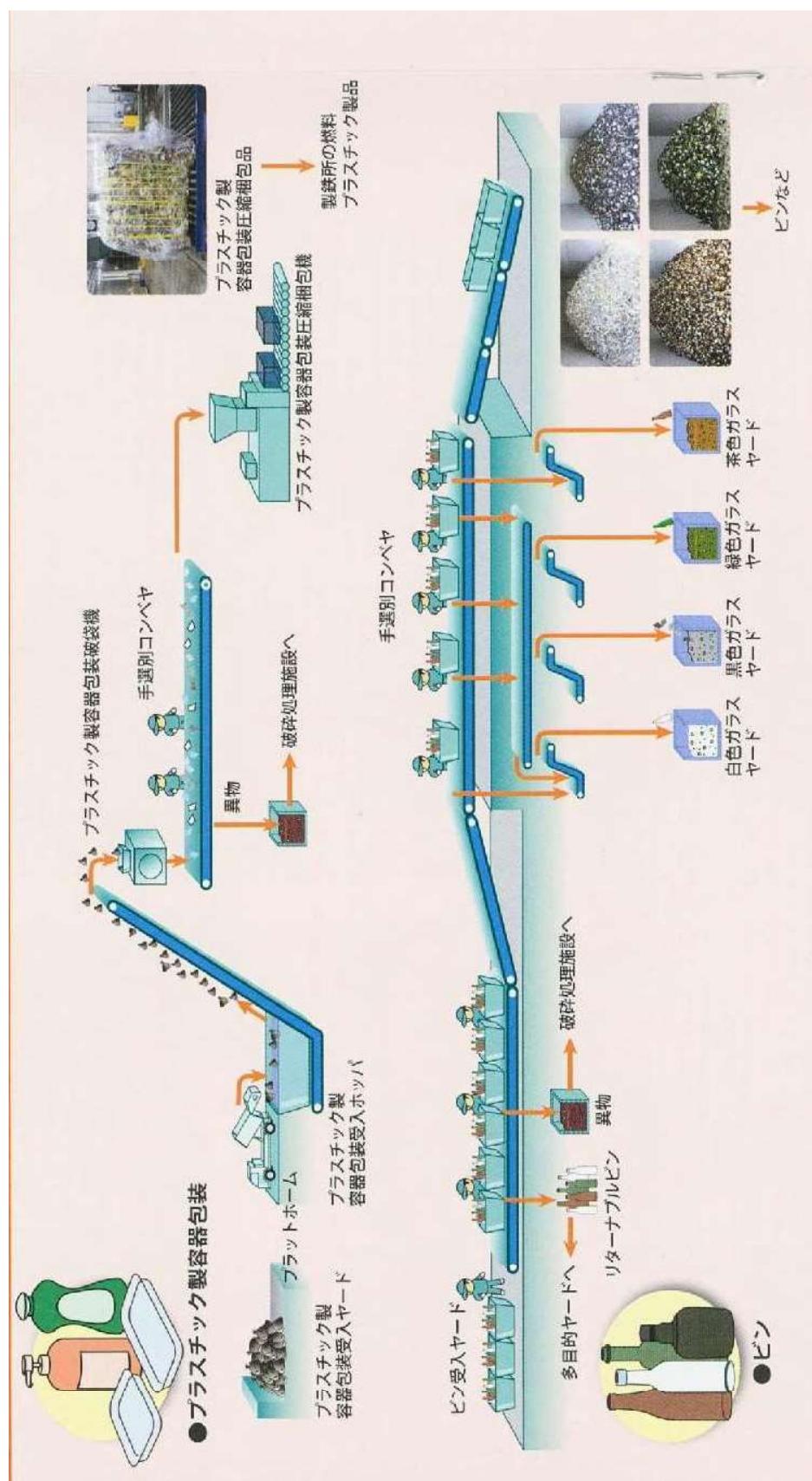


II. 清掃の現況

破碎処理施設 处理フロー

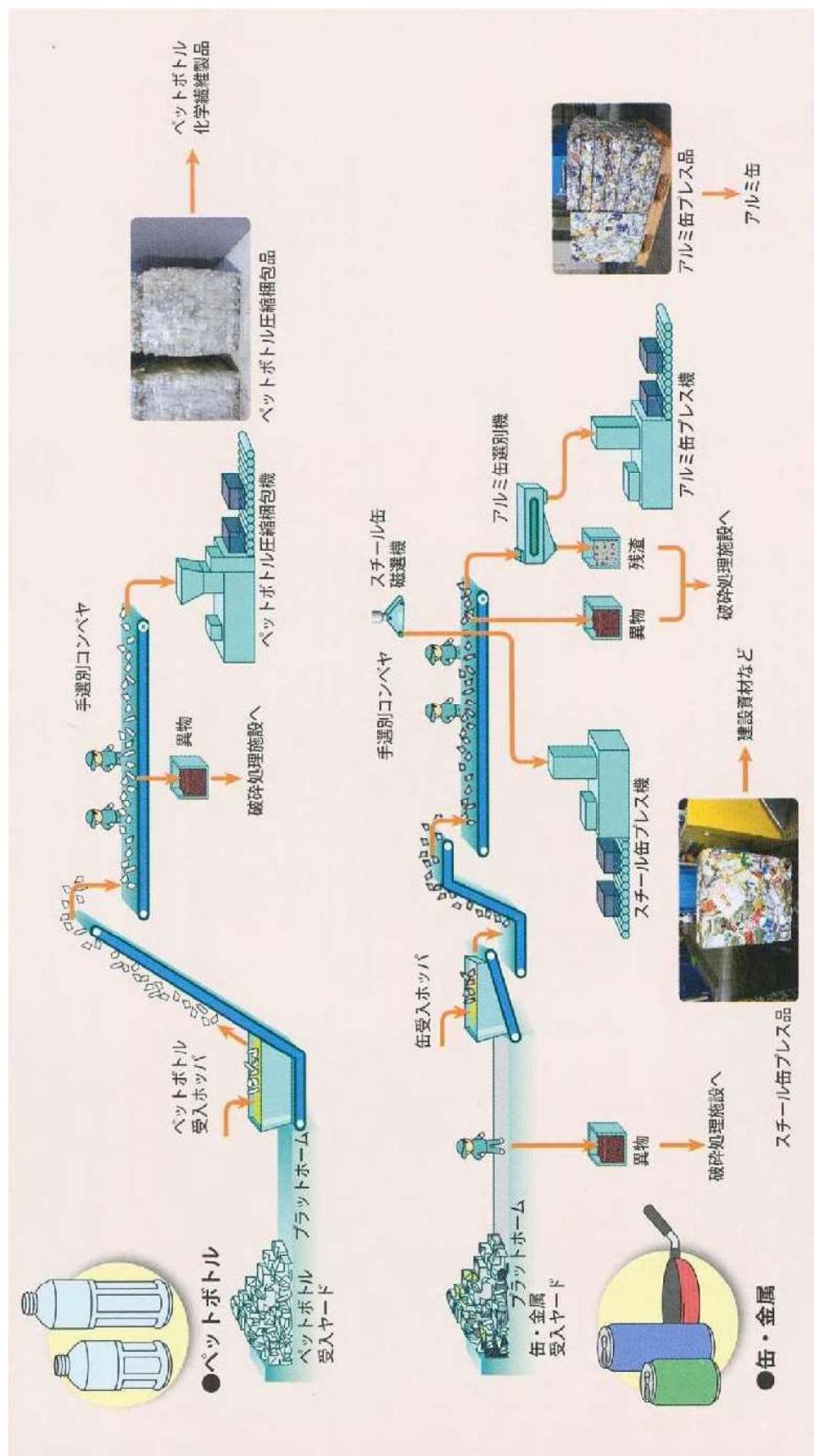


資源化施設 处理フロー（プラスチック製容器包装、ビン）

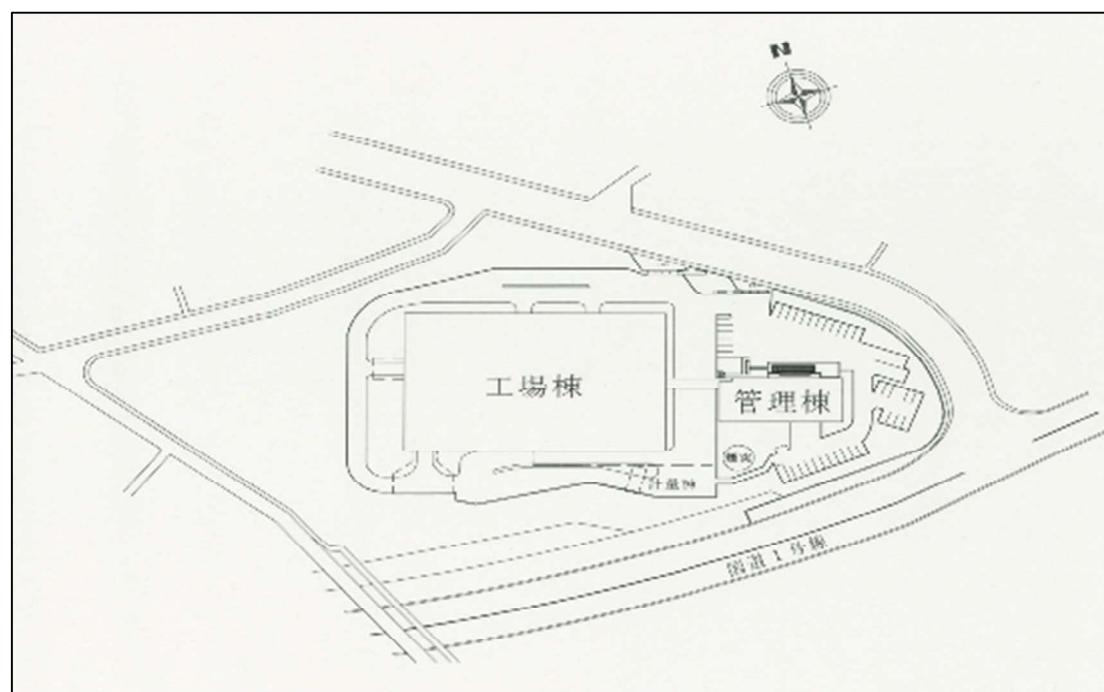


II. 清掃の現況

資源化施設 处理フロー（ペットボトル、缶・金属）



(4) 石名坂環境事業所（可燃ごみ焼却施設）



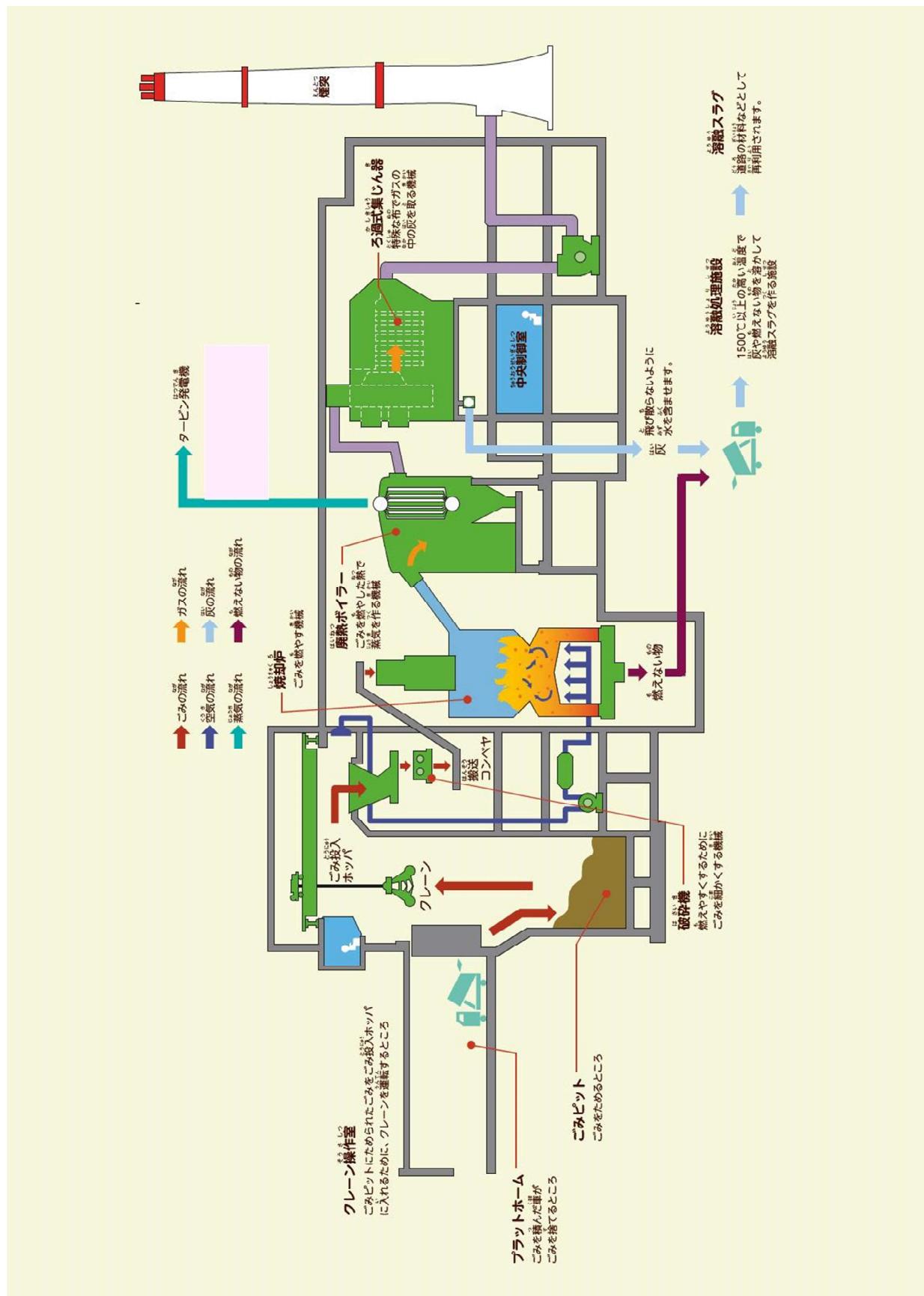
全体配置図

II. 清掃の現況

可燃ごみ焼却施設

区分		概要		備考
所在地		藤沢市本藤沢二丁目1番1号		
土地利用区分		準工業地域		
用地総面積		19,409.85 m ²		
建物面積		建築面積 6,028 m ² 延床面積 13,770 m ²		
建設年月日		着工 昭和56年9月 竣工 昭和59年3月		
ダイオキシン類及び老朽化対策工事(改修)		着工 平成09年9月 竣工 平成12年3月		
設計者		㈱荏原製作所		
施工者		㈱荏原製作所		
公 称	炉型式	全連続燃焼式旋回流型流動床焼却炉(TIF型)		
	定格能力	390t/24h (130t/24h×3基)		
	設計ごみ質 低位発熱量	高質 9,630kJ/kg (2,300kcal/kg)	基準質 6,280kJ/kg (1,500kcal/kg)	低質 3,768kJ/kg (900kcal/kg)
	燃灼減量	0.5%以下		
	ごみピット	3,900m ³ 3日分		
	クレーン	クラブパケット付天井走行クレーン 5m ³ 2基		
	補助燃料	都市ガス		
	残査物 バシカ一	固化灰バンカー 25m ³ 1基 不燃物バンカー 大 5.97m ³ 1基 乾灰バンカー 13m ³ 1基 小 9.58m ³ 1基 磁選物バンカー 5m ³ 1基 砂バンカー 13m ³ 1基		
	煙突	三筒集合式外筒鉄筋コンクリート製高さ 120m 内筒鋼板製キャスタブルライニング		
	活性炭 噴霧設備	活性炭貯留槽 1基 活性炭定量供給装置 3基 活性炭吹込用ブロワ 3基		
	集じん設備	ろ過式集じん器 能力 39,000Nm ³ /h×3基		
	排水処理	(ア)有機系排水 (イ)無機系排水 生物処理(接触酸化処理) (凝集沈殿+活性炭)処理		
	能力	58m ³ /24h		一部再利用
	排出先	公共下水道(分流式)に接続		
トラックスケール		30t 1基		
余熱利用 その他付属設備		発電、給湯 (ア)可燃性大型ごみ破碎施設(25t/5h) (イ)犬猫専焼炉		
HCl除去設備		消石灰吹込みによる煙道内反応除去方式 3基		
NOx除去設備		アンモニア水による無触媒脱硝方式 3基		
建設費		建設時	ダイオキシン類及び 老朽化対策工事(改修時)	
		7,700,000千円	3,417,750千円	
財源	国庫補助金	2,730,000千円	1,276,275千円	
	地方債	2,902,600千円	1,237,300千円	
	都道府県補助金	—	11,200千円	
	一般財源	2,067,400千円	892,975千円	

※用地費、調査費は含まない。



II. 清掃の現況

余熱利用状況

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用している。

<発電>

ア. タービン発電機

回収した蒸気は、石名坂環境事業所内のタービン発電機に送られ、施設内で消費する電力を賄うとともに、余剰電力は電力会社に売電している。

イ. 蒸気タービン

形 式	復水式多段タービン
出 力	2,200kw
入口蒸気圧力	1.62MPa
排 気 壓 力	24.52kPa
最大蒸気流量	17.3t/h
回 転 数	5,766rpm

ウ. 発電機

形 式	三相交流同期発電機
出 力	2,100kw (2,620KVA)
電 壓	6,600V
周 波 数	50Hz
相 数	3相 3線
回 転 数	1,500rpm
励磁方式	ブラシレス式



エ. 発電実績（過去 5 年間）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
発 電 量 (kwh)	11,006,400	10,867,400	10,745,100	10,439,200	10,474,700
売 電 量 (kwh)	1,142,205	1,210,702	1,517,855	1,409,963	1,405,088
売 電 金 額 (円)	7,727,054	8,391,026	10,703,824	17,331,876	17,303,191
発電量原単位 (kwh/t)	183.96	186.42	194.62	196.52	195.73

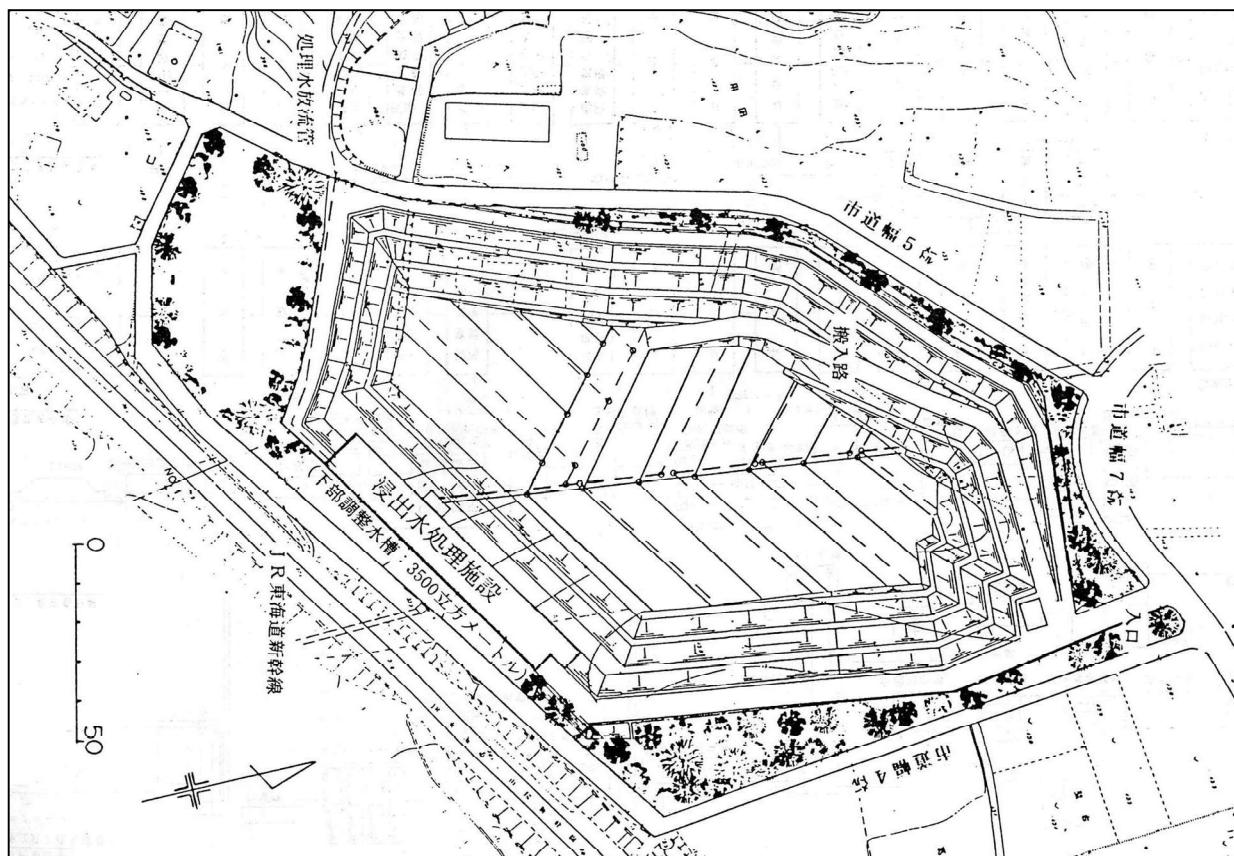
(5) 女坂最終処分場

所 在 地	藤沢市用田 150 番地		
土 地 利 用 区 分	市街化調整区域 約 2.7ha		
用 地 総 面 積	27,200 m ²		
埋 立 地 面 積	17,700 m ²		
建 設 年 月 日	着工平成 6 年 9 月 竣工平成 9 年 3 月		
設 計 者	八千代エンジニアリング(株)		
施 工 者 (処 分 場)	相鉄建設(株)		
施 工 者 (プ ラ ン ト)	㈱荏原製作所		
総 容 量	200,000 m ³		
廃棄物 量	159,200 m ³		
覆 土 量	40,800 m ³		
埋立対象物	焼却灰、不燃物		
搬入期間(予定)	平成 9 年 10 月～令和 25 年 3 月		
堰 堤	鉄筋コンクリート擁壁		
し ゃ 水 方 法	全面ゴムシート張(2重)		
浸出液集水設備			
保有水集水設備	H. P(Φ 200、Φ 400) 1,243m		
雨水等集水設備	U300～450 延長 796m		
浸出水処理	方 式	凝集沈殿+砂ろ過+活性炭	
	能 力	70m ³ /日	
	排 出 先	下水放流	
建 設 費	1,735,756 千円		
財 源	国 庫 補 助 金	668,676 千円	
	県 費 補 助 金	0	
	起 債	899,400 千円	
	県 貸 付 金	0	
	一 般 財 源	167,680 千円	



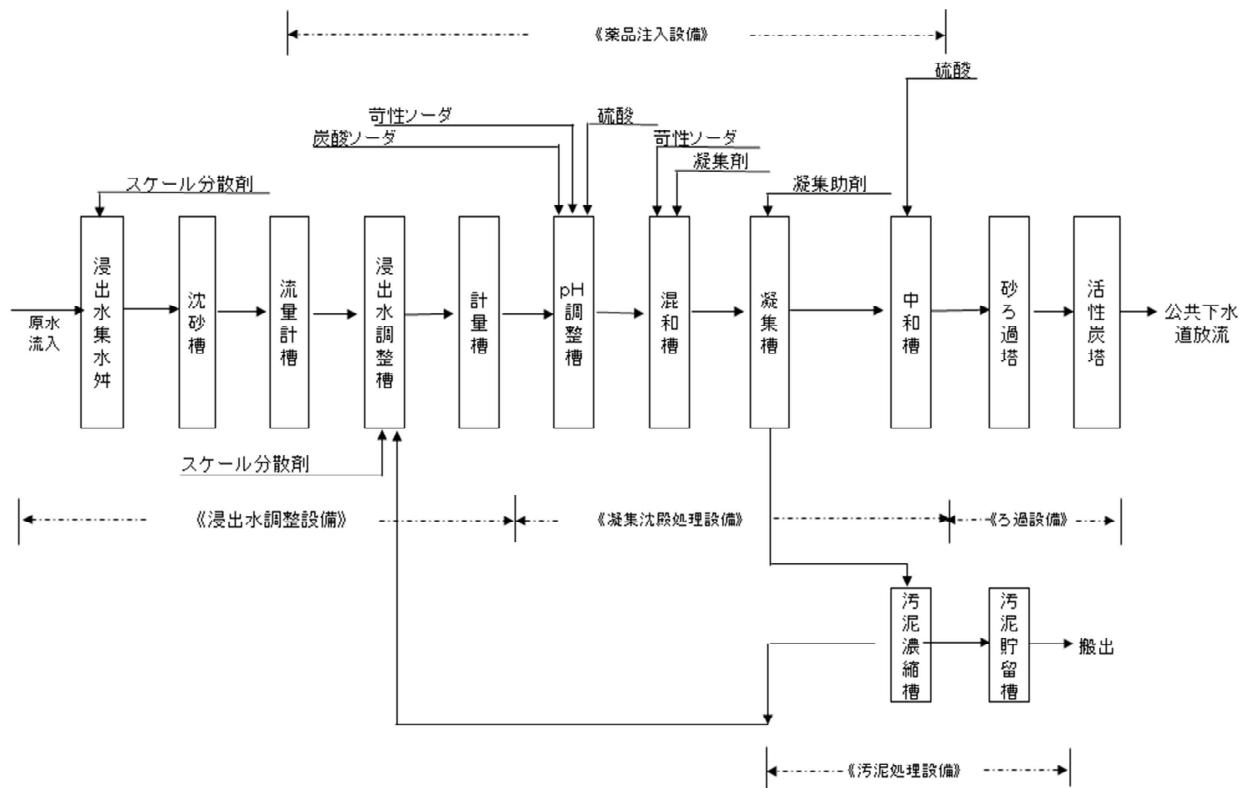
II. 清掃の現況

女坂最終処分場平面図



女坂最終処分場汚水処理フローシート

女坂最終処分場汚水処理フローシート



5. ごみ減量有効利用事業

(1) 焼却残渣の資源化

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、北部環境事業所及び石名坂環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3 R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています。

焼却灰等溶融量（過去 5 年間）

（単位：t）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
石 名 坂(焼却灰)	3,893	3,868	3,753	3,607	3,316
石 名 坂(不燃物)	1,479	1,344	1,210	1,218	1,362
北 部 (焼却灰)	5,459	5,496	5,417	5,180	5,161
他市施設 (焼却灰等)	95	224	152	129	72
合 計	10,925	10,932	10,532	10,126	9,911

(2) 剪定枝のチップ化

焼却処理していた剪定枝を資源として再利用するため、平成 9 年 8 月に女坂最終処分場の隣接地に、チップ化施設を設置しました。当初は市の公共施設から発生する剪定枝を主に処理していましたが、平成 19 年度から家庭から発生する剪定枝についてもチップ化し、資源として活用することによってごみの減量を図りました。

平成 21 年度末にチップ化施設が閉鎖されたため、平成 22 年度から藤沢市有機質資源再生センターで堆肥の副資材として資源化し、長後市民センター、湘南大庭市民センター、善行市民センター及び明治市民センターで無料配布していましたが福島第一原子力発電所の事故のため、平成 24 年度から市民センターでの無料配布は休止しております。

また、平成 27 年 1 月には藤沢市有機質資源再生センターが閉鎖したため、市外の事業者にて剪定枝を資源化しています。なお、平成 30 年度から市内の事業者においても一部、資源化を行っています。

(3) 多量排出事業者への一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理指導

多量排出事業者とは、「事業系一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者で 1 月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者」と市の条例で定めています。多量排出事業所に対しては、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を義務付けており、減量化・資源化に対する意識付けや適正処理の指導を行っています。

II. 清掃の現況

(4) 生ごみ処理器（コンポスト容器・キエ一口）の購入助成

家庭から排出される生ごみの減量堆肥化を促進するため、平成3年度からコンポスト容器、平成28年度からキエ一口の設置者に助成（市が一括購入、市民に廉価で配布）を行い普及に努めています。

生ごみ処理器（コンポスト容器・キエ一口）の購入助成実績（過去5年間）

（単位 個）

種別	年度	H30	R1	R2	R3	R4
コンポスト容器	30型	0	6	10	5	7
	70型	10	11	10	6	16
	130型	21	37	24	24	35
	11型	3	1	2	0	0
	19型	13	-	-	-	-
	18L	-	18	16	10	28
	20型	3	0	2	3	9
キエ一口	木製	17	29	62	42	111
	一部擬木	13	8	15	4	17
	全部擬木	4	5	5	4	-
計		84	115	146	98	223
累計		26,030	26,145	26,291	26,389	26,612

(5) 家庭用電動生ごみ処理機購入費補助

コンポスト容器の購入助成と同様、生ごみの減量堆肥化を促進するため、平成10年6月から家庭用電動生ごみ処理機の購入者に、購入価格の1/2、限度額30,000円の補助を行っていましたが、平成19年度からは購入価格の3/4、限度額35,000円に補助を拡大し、普及に努めています。

家庭用電動生ごみ処理機購入費補助実績（過去5年間）

（単位 件）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	累計
補 助 件 数	160	154	290	106	327	7,880

(6) 「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の一つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエ一口の活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることの他、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

令和元年10月に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、*フードシェアリングサービ



ス事業者と食品ロス削減の日に協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【TABETE】の利用を進めています。本協定により、店舗としては、食べてもらう為に作った商品を廃棄しなくて済み、利用者としては、お得な価格で商品を購入でき、その結果、廃棄される予定であった食べられる商品の廃棄量が削減できることとなります。

*フードシェアリングサービス：まだ食べられるのに係わらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業

令和2年11月から藤沢市社会福祉協議会と連携し、フードドライブを実施しており、フードバンク団体等に食品を提供しています。

令和3年6月に小田急電鉄（株）と協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【KYOUUDOKO】の利用を進めています。このアプリケーションを利用することにより、「ふじさわベジプラス店」や「藤沢産利用推進店」などの店舗と利用者を繋げ、食品ロス削減に貢献できることとなります。

(7) ごみ減量リサイクルシンボルマーク



平成5年1月制定

(8) 環境基金制度

- | | |
|---------|--|
| ア 制定年月日 | 平成4年10月1日（平成19年4月1日「ごみ減量基金」から「環境基金」に名称変更） |
| イ 目 的 | <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの減量化、資源化の促進 ②良好な生活環境の確保 |
| ウ 積立財源 | <ul style="list-style-type: none"> ①寄付金 ②市の資金 <p>*指定収集袋による排出に係る廃棄物処理手数料の額を勘案して予算で定めた額を基金に積み立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ③基金の運用から生ずる収益金 |
| エ 処 分 | <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの減量化及び資源化に関する事業 ②ごみの減量化及び資源化に関する市民活動 ③ごみ処理施設の改修及び修繕その他のごみの適正処理に関する事業 ④良好な自然環境の保全、エネルギーの効率的利用の促進その他の地域環境の創造に資する事業 |

II. 清掃の現況

オ 環境基金積立額

(単位 円)

年度 財源内訳	H30	R1	R2	R3	R4
市一般財源	604,201,950	620,638,200	642,135,600	667,827,000	653,952,000
寄付金	5,286,443	5,303,422	6,059,462	13,289,274	23,859,132
基金運用益	22,453	14,560	16,286	1,758	3,546
計	609,510,846	625,956,182	648,211,348	681,118,032	677,814,678
繰出金	608,130,586	597,371,187	709,452,465	674,320,875	611,877,960
積立累計	103,888,573	132,473,568	71,232,451	78,029,608	143,966,326

(9) ごみ減量推進店制度

ア 目的

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定し、ごみの減量、資源化を図っていく。

平成4年度から実施。

イ 推進店実施項目

- ①過剰包装の抑制
- ②買物袋の持参運動
- ③再利用可能物の回収、再資源化

ウ 対象

市内の物品販売店

エ 推進店の表示

推進店には認定書を交付するとともに、店頭に市が定めたごみ減量シンボルマークを掲示する。



オ ごみ減量推進店認定状況(過去5年間)

(単位 店)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	令和5年3月現在
認定店舗数	0	8	4	6	4	143

(10) 家電リサイクル法対象品目以外の廃家電品のリサイクル

平成 15 年 9 月から、家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の廃家電品（電子レンジ、掃除機、プリンター等）について、家電4品目と同様にリサイクルを開始しました。このリサイクルは、収集した大型ごみの中から家電製品を取り出して（ピックアップして）、再商品化を進めているものです。この取り組みは藤沢市独自のものでしたが、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法に基づき資源化を行っています。

家電リサイクル法対象品目以外の廃家電品のリサイクル実績（過去 5 年間）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
家電品リサイクル重量 (kg)	226,850	230,340	8,150	276,440	241,770

(11)商品プラスチックのリユース及びリサイクル

平成 24 年 4 月から、廃棄物の減量・資源化や最終処分場の延命化等を目的に、商品プラスチックの無料回収を開始しました。1 辺が 50cm 以上のプラスチック製品（衣装ケース・ベビーバス等）は、予約制にて無料収集しています。

平成 25 年度からは、リサイクルプラザ藤沢内にある資源化施設で、資源の中間処理を運営する藤沢市資源循環協同組合が障がい者を雇用し、収集した商品プラスチックの中で損傷の少なく使用可能なものについて洗浄・消毒を行い、環境啓発イベント等の際に廉価で提供するリユース事業を実施しています。また、リユースすることができない商品プラスチックは、資源化施設で分解等を行い、他のプラスチック製品（生ごみ処理機：キエーロ等）にリサイクルしています。

商品プラスチックのリユース実績（過去 5 年間）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
商品プラスチックのリユース数（個）	1,659	855	0	277	632
商品プラスチックのリサイクル量(kg)	80,720	91,950	107,170	120,020	139,630

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、環境啓発イベント等を開催することができなかったため、商品プラスチックのリユースはありません。

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインで商品プラスチックのリユースを行いました。

(12) 小型家電のリサイクル

平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことから、茅ヶ崎市、寒川町との広域での取り組みとして、10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事

II. 清掃の現況

業」(市町村提案型)にて19カ所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収をしました。平成26年度以降も継続して取り組んでいます。

平成27年6月からは、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済み小型家電とパソコンの回収を始めました。インターネットからの申し込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

平成29年4月からは、ボックス回収品目を拡大し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加をしていましたが、平成31年3月31日で本プロジェクトは終了しました。本市では、プロジェクト終了後も回収ボックスと宅配便による自宅回収によりリサイクルを実施していきます。

BOX回収実績

(単位 kg)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
回収量 (kg)	7,560	6,871	8,314	7,100	7,316

6. 環境美化事業

(1) 観光地美化清掃

ア. 海岸清掃

江の島と片瀬海岸東浜(24,000m²)、西浜(115,500m²)等の清掃について、以前は、神奈川県と本市が区域分担して人力及び機械によって実施していましたが、神奈川県、相模湾岸13市町、企業等により(公財)かながわ海岸美化財団(茅ヶ崎市汐見台1-7神奈川県なぎさ事務所内、電話0467-87-5379)が設立され、平成3年度から同財団によって海岸清掃を実施しています。

本市から(公財)かながわ海岸美化財団への負担金(過去5年間)

(単位 千円)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
負 担 金	30,332	30,262	33,437	33,921	34,147

海岸等のくずかご設置状況(令和4年度)

設 置 場 所	設 置 箇 所 数	
	通常	夏期
片瀬東浜	0	7
片瀬西浜～鵠沼海岸(引地川河口)	1	3
鵠沼海岸(引地川河口)～辻堂海岸	1	2
江の島	5	5
合 計	7	17

海岸ごみ収集量（砂防林含まず。過去5年間）

(単位 kg)

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	合 計
H30	435,520	85,120	520,640
R1	509,480	83,660	593,140
R2	367,880	46,240	414,120
R3	492,570	52,350	544,920
R4	232,670	39,640	272,310

※(公財)かながわ海岸美化財団調べ

イ. ゴミゼロクリーンキャンペーン（片瀬、鶴沼、辻堂海岸）

海岸美化の一環として、本市の主催により、環境週間に合わせて子供会、ボーイ・ガールスカウト、地域自治会等の参加によるクリーンキャンペーンを毎年実施しています。

ゴミゼロクリーンキャンペーンの参加団体、人員、ごみ収集量（過去5年間）

年 度	団 体 数	参加人員(人)	ごみ収集量(kg)
H30	94	5,460	1,370
R1	87	4,778	1,040
R2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
R3	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
R4	66	3,897	850



ビーチクリーナー

II. 清掃の現況

(2) 不法投棄処理

道路、山林、河川、空閑地帯への不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっています。そのため、藤沢市生活環境連絡協議会等と連携し防止運動を推進すると共に、市独自によるパトロールや収集を実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板を市内重点箇所に設置し、防止に努めています。

不法投棄ごみ収集処理量（過去5年間）

（単位 kg）

年 度	出動回数	収集量			
		可燃	不燃	計	1回平均
H30	350	465	10,660	11,125	32
R1	206	120	28,398	28,518	138
R2	193	25	12,285	12,310	64
R3	155	150	8,880	9,030	58
R4	104	0	7,230	7,230	70

不法投棄防止看板設置本数（過去5年間）

（単位 本）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
設置数	130	191	181	161	108

(3) 衛生害虫等の駆除

- ア. ユスリカの発生が多い小糸川・白旗川・不動川・一色川に、水中生物に影響のない薬剤（アルトシッド水溶液）を散布し、駆除に努めています。
- イ. 株式会社藤沢市興業公社に委託してくみ取り便槽に無償で防疫薬剤（ピリプロキシフェン6g）を発生期に3回程度投入し、衛生害虫の駆除に努めています。
- ウ. スズメバチからの危害を防止するため、専門業者に委託して巣の撤去を行っています。

処理実績（過去5年間）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
相談受付件数(件)	1,129	934	682	975	1,092
徹去件数(件)	477	313	246	511	464
委託料(円)	6,169,392	3,098,880	3,487,000	6,228,200	6,204,000

(4) 公衆便所管理

市内 14ヶ所の公衆便所を委託により清掃を実施し、維持管理に努めています。

名 称	所 在 地 土地所有者	構 造 建設年月日	建物面 積 (m ²)	便 器 数					清掃状況	
				男		女		身 障		
				大	小	大	小			
藤沢駅北口 公衆便所	藤沢 420 番地の 3 東日本旅客鉄道㈱	鉄骨造平屋建 H1.5.22	28.67		3	2		1	6	1 日 3 回
江の島 公衆便所	江の島二丁目 3 番 11 号 江島神社	木造平屋建 H4.3.26	27.30	2	3	3			8	1 日 2 回
奥津宮 公衆便所	江の島二丁目 6 番 11 号 江島神社	木造平屋建 H2.3.26	80.64	2	3	3	1		9	1 日 2 回
辻堂駅南口 公衆便所	辻堂一丁目 1 番 1 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 S63.3.31	32.75	1	3	3		1	8	1 日 2 回
長後駅西口 公衆便所	下土棚 509 番地の 1 藤沢市	鉄骨造平屋建 H15.3.20	20.00	1	2	2		1	6	1 日 2 回
藤沢駅南口 公衆便所	南藤沢 1 番 4 号 小田急電鉄㈱	鉄骨造平屋建 H3.3.30	30.93	2	2	3		1	8	1 日 3 回
辻堂駅北口 公衆便所	辻堂神台一丁目 2 番 1 号 藤沢市	一部鉄筋コンクリート造 H21.5.22	65.65	1	2	2		2	7	1 日 2 回
六会日大前駅東口 公衆便所	亀井野一丁目 36 番地の 2 藤沢市	鉄筋コンクリート造 S59.3.31	43.47	2	3	2	1	1	9	1 日 2 回
辻堂駅西口 公衆便所	辻堂神台一丁目 6 番 10 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H21.9.3	38.76	1	3	3		1	8	1 日 2 回
湘南台駅地下 公衆便所	湘南台一丁目 43 番地の 13 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H11.8.29	81.36	3	4	3	1	2	13	1 日 2 回
湘南ライフタウン 公衆便所	遠藤 869 番地の 12 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H30.10.11	25.55	1	2	2		1	6	1 日 1 回
片瀬東浜 公衆便所	片瀬海岸一丁目 15 番 1 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H17.17	62.90	4	5	5		2	16	1 日 2 回
片瀬江の島 公衆便所	片瀬海岸一丁目 14 番 8 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H3.12.25	55.33	2	3	5		1	11	1 日 2 回
竜野ヶ岡 公衆便所	江の島二丁目 5 番 10 号 藤沢市	木造平屋建 H7.3.22	19.94	1	2	3			6	1 日 1 回

(5) 環境美化指導

きれいで住みよい環境づくりを目指して、自主的な地区組織の育成を図るため藤沢市生活環境連絡協議会に補助金を交付し、住民組織の円滑な運営と、生活環境改善向上の推進及び環境美化意識の高揚を図っています。また、市民大会を開催し、大会宣言や環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰、美化・リサイクル推進ポスター入選者表彰、記念講演等を行っています。

(6) 除じん機の設置

ア. 境川除じん機

昭和 40 年代以降、河川の流域は都市化が進み、また生産活動の拡大によって急激に変ぼうし、これに伴って河川・海岸環境も著しく悪化していました。河岸まで住宅地のせまっている境川・引地川流域は、ごみの量が多く、河川の景観をそこね、不衛生であり、また河川から流出したごみは、河口や海浜等に打ち上げられ、地域住民及び海岸利用者から、河川・海岸の環境保全に対する要望が強まりました。

そのため、当時の 7 市 1 町（藤沢市・横浜市・鎌倉市・大和市・相模原市・綾瀬市・町田市・城山町

II. 清掃の現況

(現：相模原市緑区) の首長が構成員である「境川・引地川水系水質浄化等促進協議会」(会長藤沢市長、事務局環境保全課) が、河川のごみ対策として調査・検討を行い、協議会が除じん機の設置を県に要請したところ、最終的には本市と県の判断により藤沢市域における境川大清水橋上流（大鋸 1494）に本市と県が共同で設置したものです。(昭和 59 年 3 月竣工)



境川除じん機（大清水橋上流）

(ア) 事業費負担区分及び財産維持管理の帰属

総事業費は 1,300 万円で、うち県が護岸等の整備に 870 万円、本市がワインチ等除じん機設置費 430 万円を負担し、管理は本市が行っています。

(イ) 除じん機の構造

除じん機は境川の護岸工事と合わせ、河川内に集じん用網場及び堤防法面にごみ引き上げ用タワーインチを設置し、河川内を流出・通過するごみを集じん用網場で受け、複胴ワインチにより左岸に寄せ、タワーインチにより堤防上に引き上げる構造となっています。

雨水洪水対策としては、水位が 1.6m になると自動的に集じんネットが解放され、解放できない条件が発生した場合は、手動で解放できる構造となっています。

(ウ) 維持管理

管理区分については、護岸施設は県とし、ワインチ等除じん機施設の維持管理及びごみ採集処理は本市とし、その費用負担もそれぞれ管理区分に応じて負担しています。

イ. 引地川除じん機

引地川上村橋下流（鵠沼神明 3 丁目地先）に改良モデル除じん機を設置（平成 2 年 6 月竣工）し、河川の上流から流れてくる浮遊ごみを海へ流れ込む前に回収し、海岸の美観保持に寄与するものです。

2015 年 10 月上旬に集塵用ネットを動かすためのワインチの電動モーターが故障しました。修繕対応を検討しましたが老朽化及び特注品であるため、修繕困難であると判断しました。

除じん機のごみ分析においても、ほとんどが草・木・枝の自然物が占めており、河川の環境美化も進んでいることから、2016 年 3 月、2018 年 3 月に一部撤去し、2019 年 2 月に撤去が完了しました。

(ア) 事業費負担区分

除じん機設置事業費（護岸施設を除く）は 21,424 千円で、うち本市が 15,088 千円、県が 6,336 千円を負担し、管理は本市が行いました。

(イ) 除じん機の構造

構造形態は境川除じん機とほぼ同様ですが、動力は発動機から電動モーターに変わり、また、集じん用網場のフロート、集じんネットが改良されたものでした。

(ウ) 維持管理

境川除じん機と同様、護岸施設は県が、ワインチ等除じん機施設の維持管理及びごみ収集処理は本市とし、その費用負担もそれぞれ管理区分に応じて負担していました。

除じん機による年度別河川ごみ収集量（過去5年間）

年度	河川名	収集量(kg)			設置日数	収集量 (kg/日)	A 収集作業 実施回数	B 再設置 作業回数	C(A+B) 作業回数 合計
		可燃物	不燃物	合計					
H30	境川	2,930	2,590	5,520	360	15.1	26	5	31
R1	境川	1,900	1,770	3,670	355	10.3	26	11	37
R2	境川	770	700	1,470	355	4.1	26	10	36
R3	境川	440	360	800	349	2.3	25	16	41
R4	境川	540	400	940	355	2.6	26	10	36